



とかち広域消防事務組合消防告示第 10 号

とかち広域消防事務組合火災予防条例（平成 28 年条例第 8 号）第 90 条第 1 項の規定により、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な影響を与えるおそれがあると認める催しを次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 15 日

とかち広域消防局長 長谷川 耕三



- 1 催しの開催場所
十勝川河川敷（十勝大橋下流）
- 2 催しの名称
第 73 回勝毎花火大会
- 3 催しの開催期間
令和 7 年 8 月 13 日 19 時 20 分から 21 時まで
（順延の場合は、同 14 日又は同 16 日の同時刻）